

日産、追浜・湘南工場閉鎖検討

地元広がる不安の声

経営再建中の日産自動車（横浜市）が、追浜工場（横須賀市）と子会社の湘南工場（平塚市）の閉鎖案を検討していることが明らかになった。日産は「（国内工場の）閉鎖や統合について、現時点でお伝えできることは少ない」としているが、地元からは従業員約3900人は心配する声が上がっている。



テストコースも併設する日産追浜工場
＝横須賀市、本社ヘリから、加藤丈朗撮影



（昨年10月末現在）。京急追浜駅と結ぶ道路の両側には商店が並び、従業員らでにぎわう食堂なども多い。老舗の青果店主（62）はニュースを聞き、座間工場（座間市）が閉鎖された1995年のことが頭に浮かんだという。「あのときは追浜の商店街もどうなるのかとみんな不安になった。日産は昔から関係が深い。下請けの人たちも心配していると思う」。

横須賀商工会議所の平松広司会頭は取材に「（日産の経営再建問題は）追浜にも影響してくるので、こんな早く出てくるとは」と驚いた。「従業員の雇用がどうなるのか。それによって影響の度合いも違ってくる。正式な発表を待ち、対処したい」と話した。

上地克明市長は「今後、正式にしかるべき形で説明をいただけるものと思っている」とコメントを出した。産業振興やまちづくりへの貢献に謝意を示したうえで、「報道が事実なら、市民としても市長としても、この上なく残念。まずは従業員の方々と関連企業の方々が、不要な不安に駆られないようにしていただきたい」とした。

横須賀市を含む神奈川11区選出の小泉進次郎衆院議員は17日、横須賀市で報道陣の取材に応じ、「2次下請けも含めてサプライチェーンへの影響は大きく、県内の工場が立地している自治体に限らず影響が出る」と語った。地域全体に不安が広がっているとして、雇用維持などで国として支援態勢を整える必要があるとの考えを示した。

また、日産車体の湘南工場は本社とともに、JR平塚駅の北東1キロほどの平塚市中心部にあり、従業員は約1200人（昨年3月末現在）。

平塚商工会議所の常盤卓嗣会頭は「実際に閉鎖となれば相当な打撃。戦後、平塚市の復興は、日産車体さんと両輪でやってきた。平塚経済の中核的存在でもある」と存在の大きさを強調する。

「市とも協議して、経営や雇用の相談窓口を作る準備も必要になってくると思う。金融機関にも協力をお願いすることになるでしょう」と話した。

落合克宏市長は「日産車体から、今回の報道に関連して何も聞きしていないので、今後の動向を注視したい」とのコメントを出した。

（真志堅直、井原栄司、角津栄二）

© 朝日新聞社 無断複製を禁じます。すべての内容は日本の著作権法並びに国際条約により保護されています。

米国関税措置を受けた緊急対応パッケージ 概要

令和7年4月25日
米国の関税措置に関する総合対策本部

基本方針

- 米国の関税措置が、相互関税の一部につき適用を一時停止したとはいえ、自動車産業を始めとする我が国の産業・経済、そして、世界経済に大きな影響を及ぼしかねないことに変わりはない。
- 引き続き、一連の関税措置の見直しを強く求めるとともに、国内産業・経済への影響を把握・分析しつつ、資金繰り支援など必要な支援に万全を期す。
- 米国との協議の状況や、関税措置による輸出産業、関連する中小企業や地域経済、さらには国民生活への影響をよく注視し、躊躇なく追加的に必要な対応を行っていく。

緊急対応策

(1) 相談体制の整備

- JETROに加えて日本政策金融公庫等（以下「公庫等」という。）など全国約1,000カ所に特別相談窓口を設置し、事業者の相談にきめ細かく対応
- プッシュ型の支援ができるよう省庁の地方支分部局や関係団体に相談窓口等の体制を整備
- ホームページ等を通じた正確、迅速かつ丁寧な情報提供

(2) 影響を受ける企業への資金繰りを始めとした支援の強化

- 公庫等のセーフティネット貸付の利用要件緩和
 - ※ 関税措置による影響拡大等が見込まれる場合、状況をよく見極めた上で、5月以降適切なタイミングから、外的要因で業績悪化を来している事業者への金利引下げの対象拡大の実施を検討
- 公庫等のオンライン手続の周知・広報等により、融資申込みから送金までの手続を迅速化
- 影響を受ける業種へのセーフティネット保証制度の適用や資本性劣後ローンの活用促進により、民間金融機関による支援を拡大
- 官民金融機関に対し、相談窓口の設置・運営等も通じた事業者の状況把握や、既往債務の返済猶予や条件変更等を含めたより一層のきめ細やかな資金繰り支援の徹底を要請。貸付条件の変更状況等に係る報告徴求・公表の頻度を強化
- 金融庁での専用相談ダイヤルの早急な開設
- 国際協力銀行の融資を通じた日本企業の海外事業支援
- 日本貿易保険を通じて、資金繰りの悪化した海外子会社に対する運転資金の融資等に対して保険を付保。関税措置に起因する損失が保険金支払事由と認められる場合は輸出保険でカバー
- 「ミカタプロジェクト」の強力な推進
 - 中堅・中小の自動車部品サプライヤーに対する経営アドバイスや施策紹介、新事業への進出等に向けた設備導入や省力化投資への補助などの支援
 - 今後の関税措置による影響を精査した上で、必要に応じて、自動車部品サプライヤー以外の業種に対する件走支援を拡充
- 6年度補正予算に盛り込んだ重点支援地方交付金を活用した電力・ガス料金の支援
- 納税猶予の柔軟な運用

(3) 雇用維持と人材育成

- 以下の施策により、雇用の不安定化を防ぐとともに、リ・スキリングの推進等により構造転換期における労働移動を適切に支援
 - 全国の労働局・ハローワーク等における丁寧な相談対応
 - 雇用調整助成金等の雇用関係の助成金の手続の迅速化・活用促進により、短時間勤務や研修制度と併せた柔軟な支援を実施
 - ※ 今後の雇用の状況をよく把握し、必要が生じた場合には、適用要件の緩和など迅速な支援が受けられる措置を検討
 - 教育訓練給付の給付率引上げ（6年10月）
 - 教育訓練修習給付金の創設（7年10月）
 - 教育訓練給付や中小・中堅企業への訓練経費等の助成の充実・活用

(4) 国内消費喚起策の強化と国民の暮らしの下支え

- 6年度補正予算や7年度予算に盛り込んだ施策の柔軟かつ早期の執行。以下の多面的な政策を通じ家計の可処分所得を拡大
 - 12兆円の所得税減税や大学生年代の子の特定扶養控除の年収要件の引上げ
 - 世帯当たり3万円の低所得者世帯への給付措置
 - 重点支援地方交付金を活用した地域商品券などの消費下支え、観光需要喚起策（「地域観光魅力向上キャンペーン」等）の展開
 - 7年度から拡充した高校・大学の無償化や育児休業給付等による教育・育児費用の軽減
 - 住宅購入等支援（子育てグリーン住宅支援事業）等
 - ※ 自動車関税による影響を見極め、必要に応じ国内需要対策のための効果的な施策を講ずることを検討
- 関税措置が我が国の物価等に与える影響が不透明であることを踏まえ、以下のように物価高対策にも万全を期す
 - 夏まで毎月、政府備蓄米の売渡しを実施。必要ならば、更なる対応策を躊躇なく講ずることができるよう検討
 - 「ガソリンの暫定税率」について結論を得て実施するまでの間、現行の燃料油価格調整と対策事業を組み直し、正額の引下げ措置（ガソリン・軽油10円、重油・灯油5円、航空機燃料4円）を5月22日から段階的に実施
 - 電力使用量の増加する7・8・9月の3か月について、電気・ガス料金支援を実施（5月中旬以降実施）

(5) 産業構造の転換と競争力強化

- ＜重点分野（半導体・蓄電池・医薬品・農産品等）＞
 - 国内投資や輸出を促進する補助制度・戦略分野国内生産促進税制や、経済安全保障分野での研究開発税制を活用し、戦略産業の育成を推進
 - AI・半導体産業基盤強化フレームに基づき、先端・次世代半導体の国内生産拠点の整備や研究開発支援を着実に実施
- ＜GX分野＞
 - 以下の施策により、脱炭素化とエネルギー供給の強靱化を図りつつ、国内におけるGX投資を促進
 - 鉄鋼分野等の多排し製造業の大規模製造プロセス転換の推進
 - 蓄電池・ペロブスカイト太陽電池、浮体式洋上風力などの国内製造サプライチェーン構築、企業の省エネ設備投資・省エネ診断の推進
 - 大企業等と連携したスタートアップの実用化投資の推進
 - 再エネ・原子力の最大限の活用に向けた投資等の充実な推進 等
- ＜医薬品分野＞
 - 創薬エコシステムの構築を進め、優れた創薬シーズを基にしたスタートアップの創出を促進し、革新的新薬を生み出すための民間投資を呼び込む体制を強化
- バイオ医薬品等の国内製造体制の整備を推進
- ＜中小企業支援＞
 - 下請法等改正法案の早期成立による価格競争対策の徹底
 - 関税措置による影響を受ける中小企業に対し、「ものづくり補助金」や「新事業進出補助金」その他の中小企業の生産性向上に係るより幅広い補助金においても優先採択を実施
- ＜農林水産分野＞
 - 関税措置による影響を受ける農林水産事業者・食品事業者等に対して、新たな基本計画に基づく施策の方向性を踏まえ、生産体系等の転換に係る支援における優先採択を実施
- ＜多角化・新規販路開拓＞
 - 多角化や新規販路開拓（6年度補正予算等に盛り込んだグローバルサウス諸国における実証事業等への支援、JETRO等を通じた中堅・中小企業の海外展開支援、農林水産事業者・食品事業者等の輸出支援）を通じ、事業の多角化や代替市場の獲得を促進

消費税導入にいたる経過

1986年 9月
経団連

『税制根本改革と62年税制に関する意見』

所得税→「累進税率の緩和と税率区分の簡素化」を要望

法人税→「税率引下げによる実質税負担の軽減」を要望

その財源→「国民が広く薄く負担する税体系の確立」を要望

1987年12月
自民党

『昭和63年度税制改正大綱』

「…直間比率の是正を含め、所得・消費・資産等の間で
均衡がとれた安定的な税体系を構築」

1988年 6月
自民党

『税制の抜本改正大綱』

所得税と法人税の減税、消費税(税率3%)創設を提言

同年7月

竹下内閣、消費税法案を国会に提出

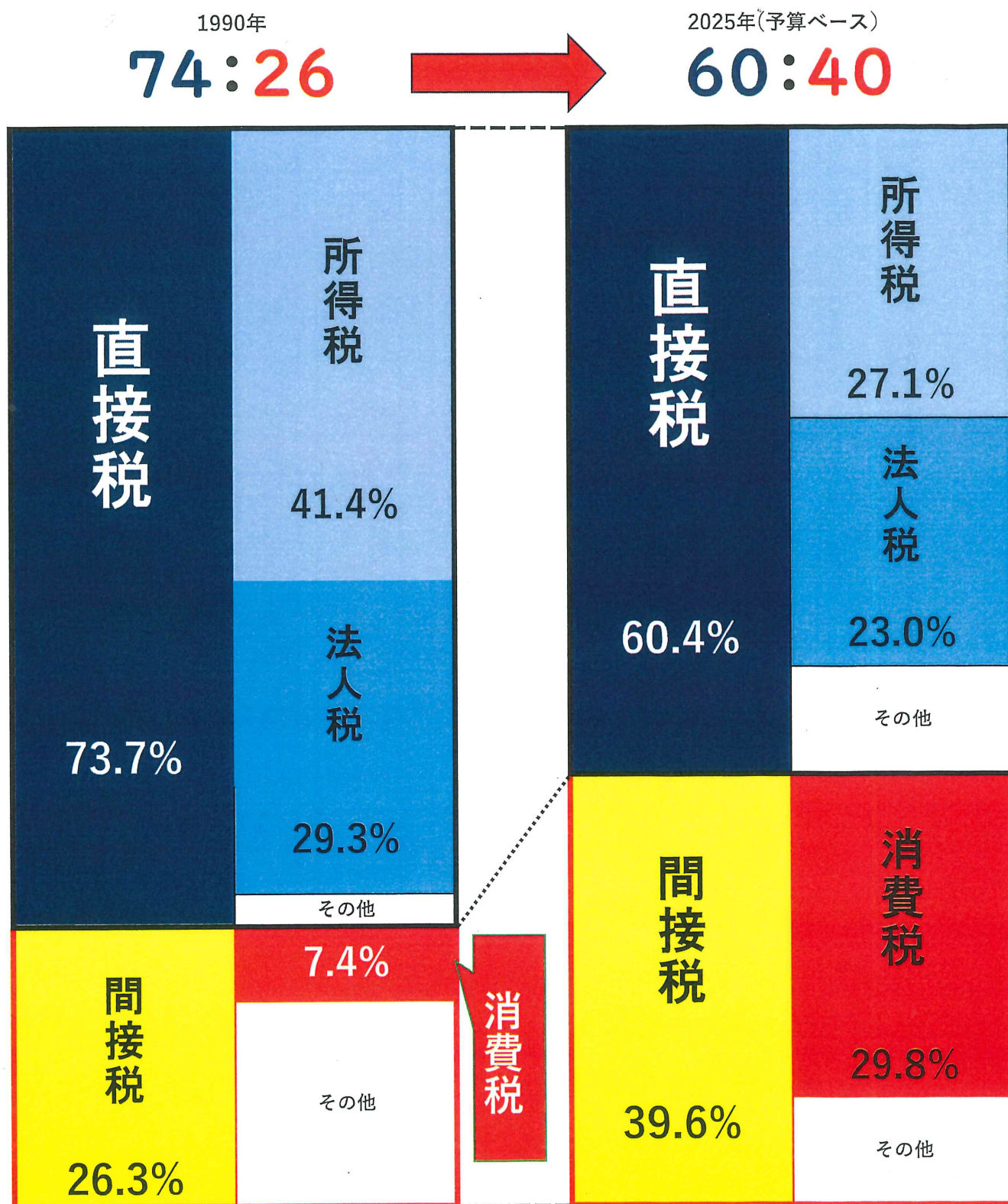
同年9月
経団連

『税制抜本改革の推進と昭和64年度税制改正に関する意見』

「…消費税を柱とする新しい間接税制度を確立することが早急に求められる」

➡ 1988年12月 消費税法を自民党ほかの賛成で可決
89年4月1日より消費税が導入された

消費税導入の目的は「直間比率」の見直し



出典) 「国税の税目別収入の累年比較」(財務省)より大門実紀史事務所作成